



B.P : 1797 KINSHASA I / N° Impôt : A1300134L

ANAPI
Agence Nationale pour la
Promotion des Investissements



« Investir en RDC, c'est maintenant! »



「ビジネス環境改革：コンゴ民主共和国政府の最重要課題」

- ・高い経済的ポテンシャルを有しているにもかかわらず、コンゴ民主共和国の投資率は依然として低い状態にあります。
- ・このため、同国政府は天然資源を実際の富へと転換するべく、10年以上前から事業環境の改善に向けた大規模なプログラムを開始し、複数の改革を実施してきました。
- ・目標は、アフリカの中心においてコンゴ民主共和国を投資先として最良の国の一つにし、多様な生産基盤を備えることです。



「いくつかの改革が実施されており、その内容は以下の通りです」

いくつかの実施された改革（概要）

1. 国家投資促進庁の設立
・投資法（2002年2月21日付法律第004/2002号）に基づく。
2. 国家公認会計士協会の設立に関する法律
3. 官民パートナーシップ法
4. 民間部門における下請け法
5. 商業裁判所の創設・組織・運営に関する法律の改正・補足
6. デジタル法典に関する政令法
7. 特別経済区制度に関する法律の改正・補足政令法
8. 起業・スタートアップ振興に関する政令法（2022年9月8日、法第22/030号）
9. 手工業振興に関する政令法（2022年9月8日、法第22/031号）
10. OHADA条約への加盟およびOHADA統一法の批准
・商業裁判所および仲裁センターによる商業紛争解決の効率化
・裁判手続・判決執行に関する手続きの地図化と、商業紛争解決の障害特定・解消
・裁判官の業績評価（処理件数、控訴件数、処理期間など）による迅速判決の促進

加えて、開発パートナーの支援を受け、制度・政治・経済面を含む幅広い改革が実施されています。



1 企業設立

企業設立に関する改革内容

- ・ワンストップ窓口（Guichet Unique）の設置
- 企業設立の手続き、期間、コストを大幅に削減。
- ・統一電子フォームの導入
- 企業設立プロセスに関わるすべての行政機関で利用可能な、非紙ベースの統一申請フォームを導入。
- ・RCCM（商業・動産信用登記簿）の電子化および商号検索のデジタル化。
- ・関係機関のネットワーク化
- 企業設立プロセスに関与するすべてのサービスをオンラインで接続。
- ・有限責任会社（SARL）の最低資本金要件の撤廃。
- ・定款の公証義務の撤廃
- 有限責任会社設立時、私署証書形式の定款を受理可能に。
- ・SARL定款認証のための公証人利用は任意化。
- ・企業設立申請の電子的追跡システムの導入。

2

融資の取得

融資取得に関する改革内容

- ・OHADA統一法による動産担保制度
- 不動産を担保にできない投資家でも、業務用設備、車両、在庫などの動産を担保として利用可能に。ただし、これらの担保は商業・動産信用登記簿（RCCM）に登録する必要がある。
- ・リース（クレジット・バイ）制度の導入
- 動産リース、不動産リース、営業権や工房（手工業施設）を対象とするリース制度を整備。
- ・信用情報の改善
- 信用リスク集中管理センターの近代化により、融資申請者に関する情報の質を向上。
- ・2011年9月15日法律第11/020号（マイクロファイナンス活動に関する規定）
- ・性別による差別禁止
- ・既婚女性が夫の承認なしに資本調達、口座開設、融資利用、その他の金融サービス利用を可能に。
- ・マイクロファイナンス機関（IMF）の担保規定緩和
- 借入期間中に担保物件を所有する必要なく、機材を担保に融資を受けられるよう改善。

3

税金・税務

税金・税務に関する改革内容

- ・売上税の廃止と付加価値税（VAT）の導入
- ・法人税率の引き下げ
- 企業の利益課税を35%から30%に減税。
- 小規模企業については、販売業1%、サービス業2%、マイクロ企業は年間50,000コンゴフラン（FC）の定額課税に設定。
- ・パラフィスカリティ（準租税）の簡素化
- 重複税の廃止や一部徴収の統合・削減により、徴収回数を大幅に削減。
- ・延滞利息の軽減
- ペナルティ利率を月2%に引き下げ。
- ・統一申告・納付フォームの導入
- 税金、社会保険料、給与にかかる使用者負担分を一括申告・納付できる様式を採用。
- ・税務紛争処理期間の短縮
- 処理期間を6か月から3か月に短縮。
- ・税務調査の合理化
- 税務および準租税の調査日程をカレンダー化して効率化。

税金・税務に関する追加改革

- ・申告・納付期限の統一と月次化
- 税金申告および納付期限を毎月15日に統一。
- ・標準化請求書制度の導入
- 事業者による付加価値税（VAT）の徴収・売上把握をリアルタイムで追跡し、売上高の評価を可能に。
- ・無許可の税務調査・徴収の禁止
- 財務当局の正式要請なしに、税金・関税・その他の公的徴収金の調査や回収を行うことを禁止。
- ・定期的な一斉調査の廃止
- 系統的・全件調査制度をやめ、必要時のみのスポット調査に変更。
- ・通報窓口の設置
- 違法・不正行為を報告できる専用フリーダイヤルを開設。



4

越境貿易

越境貿易に関する改革内容

- ・包括的ワンストップ窓口の設置、対外貿易の手続きを一元化する「統合ワンストップ窓口（Guichet Unique Intégral）」を導入。
- ・電子プラットフォーム（SEGUCE）の構築、通関前手続き（プレ・クリアランス）をオンラインで完結できる電子システムを整備。
- ・税関システムとSEGUCEの連携、税関システム「Sydonia World」とSEGUCE電子プラットフォームを連携させ、データの自動共有と手続き短縮を実現。
- ・輸出入時の徴収合理化、関税・輸出入関連費用の徴収プロセスを簡素化。
- ・新税関法および統一化された手続マニュアルの導入
- 通関業者向けに調和された手順を整備。
- ・Sydonia Worldシステムの活用、貿易関連データ管理と通関処理の効率化を推進。

越境貿易に関する追加改革

- ・違法徴収の撤廃、2011年6月11日付政令に基づき、国境での違法な徴収を廃止。
- ・国境業務を行える公的機関の制限、国境検問所で業務を行える公的機関を限定し、重複業務や非効率を削減。
- ・輸出入コスト削減と徴収項目の統合、国庫に納付される関税・税金以外の各種徴収項目を整理・統合し、コストを軽減。
- ・通関手続きの電子化、通関前（プレ・クリアランス）および通関後（ポスト・クリアランス）の各手続きをデジタル化。
- ・貨物追跡の電子化、輸出入貨物の追跡システムをオンラインで導入。
- ・統一通関清算書の導入、通関時の清算（デュアネメント）に関する統一フォーマットを作成・採用。



5 不動産の所有権移転

- 登記関連コストの削減
- ・登録料を物件価値の15%から5%に引き下げ。
- ・不動産売買時の移転コストを6%から3%に削減。
- ・10年以上経過した契約の移転コストを3%から1.5%に削減。
- ・現地調査時の測量士報酬を引き下げ。

商業用不動産取引の迅速化

- ・商業用物件の所有権移転案件を専門に扱う特別部門を設置。

不動産鑑定業務の自由化

- ・不動産鑑定士の業務を自由化し、市場参入を容易化。

6 建設許可

不動産の所有権移転・建設許可に関する改革

- ・建設許可発行期間の短縮
- 許可発行までの期間を90日から30日に短縮。
- ・ワンストップ窓口の設置

建設許可発行を一元化する専用窓口を設置。

- ・申請プロセスの電子化

建設許可取得手続きを完全デジタル化。

- ・建設検査体制の整備

工事前・工事中・工事後の検査を組織化。

- ・専門家団体の創設

コンゴ民主共和国国家建築家協会（Ordre National des Architectes）および国家土木技師協会（Ordre National des Ingénieurs Civils）を設立。

- ・建築税算定方法の改定

透明性を高め、コストを削減する新しい計算方式を採用。



7 契約の履行



契約の履行に関する改革

1. 商業裁判所に関する法律改正（2023年12月10日 法律第23/061号）
 - ・裁判官の自動・ランダム割当（裁判の公正性確保と迅速化）
 - ・商事仮処分手続の導入（迅速かつ確実な判決）
 - ・裁判中の仲裁や調停の利用を可能に
 - ・商業裁判所内にデジタルサービス部門を設置
2. 全国への商業裁判所の設置
3. ニューヨーク条約（1985年）の批准
外国仲裁判断の承認および執行に関する国際条約を承認。
4. 商業紛争の代替的解決手段の促進
仲裁・調停・和解などのADR（代替的紛争解決手段）を奨励。
5. 商業裁判所向けの電子化された司法手続管理（2025年3月24日 法令第25/12号）
6. 司法・刑務サービス総監察局の創設（2025年3月24日 法令第25/13号）

8 投資家の権利と利益の保護

a. コンゴ民主共和国憲法の規定

- ・国家は、法律または慣習に従い取得された個人または共同の財産権を保障する。（第34条 第1項）
- ・国家は、国内外の民間投資の安全を奨励し保護する。（第34条 第2項）
- ・国家は、国内外の民間主体による自由な事業活動の権利を保障する。（第35条 第1項）

b. 投資法（2002年2月21日 法律第004/2002号）

- ・国有化および収用の禁止
- ・国内外すべての投資家に対する平等な待遇
- ・生成された収益の自由な送金
- ・既得権の尊重



9 電力（中電圧）への接続

電力（中電圧）接続に関する改革

- ・電力分野の規制当局の設置
- ・農村・都市近郊電化およびエネルギーサービス庁（ANSER）の設立
- ・中電圧（MT）民間キャピンの電力接続に関する手続き簡素化とコスト削減
- ・中電圧電力接続申請のワンストップ窓口設置
- ・電力分野に関する法律改正（2025年2月5日 法令第25/025号）
- ・2014年6月17日法律第14/011号を改正（2018年12月13日法律第18/031号による改正を含む）
- ・新たに2つの公的機関を設置：
 1. 国家電力配電サービス（Service National de Dispatching）
 2. 電力サービスワンストップ窓口（Guichet Unique des Services de l'Électricité）
- ・オンラインでの中電圧接続申請の改善
- ・遠隔検針機能付きメーター（中電圧）の設置推進



10 その他の主要な制度改革

関連法令の公布

- a. 農業基本原則に関する法律の公布
2011年12月24日付法律第11/022号（農業に関する基本原則を定める法律）
- b. 価値連鎖に関する戦略的パートナーシップ対象企業への税制に関する政令の公布
2013年12月6日付政令第13/049号（価値連鎖における戦略的パートナーシップに適切な企業に適用される税制を規定）
- c. 特別経済区制度に関する法律の改正・補足
2023年9月11日付法律第23/020号により、2014年7月7日付法律第14/022号（コンゴ民主共和国における特別経済区制度を定める法律）を改正・補足

その他の重要な改革

・公共調達法の公布（新法）

・保険法の公布

2015年3月17日付法律第15/005号（保険法典）

・関税法典の公布

・協力・連携プロジェクトに適用される税制関連法

2014年2月11日付法律第14/005号（税制、関税、準租税、非課税収入、為替制度などを規定）

・経営困難な産業企業の救済に関する法律

2014年7月7日付法律第14/023号

・労働法改正

2016年7月15日付法律第16/010号（2002年労働法の改正・補足）

・公証人制度に関する法律

2016年7月15日付法律第16/012号

・炭化水素に関する法律

2015年8月1日付法律第15/012号（炭化水素の一般制度）

・水に関する法律

2015年12月31日付法律第15/026号

・2018年度財政法

輸入時の付加価値税（VAT）免除を規定

・エネルギー分野の税制優遇政令

2015年4月28日付政令第15/009号（電力の生産・輸入・輸出に関する税制・関税軽減措置）

その他の重要な改革（続き）

・道路整備基金の設立

道路の維持・補修を目的とし、準租税、寄付、遺贈によって資金を確保。

・国家道路維持基金（FONER）の実施

・ニューヨーク条約の批准

外国仲裁判断の承認および執行に関する条約を承認。

・SADC財務・投資プロトコルの批准

・キンバリープロセス認証の迅速化

鉱物輸出の遅延回避のため、証明書発行プロセスを加速。

・DGI（税務総局）と納税者の恒常的対話の確立

税務総局の業務部門における官民パートナーシップを構築。

・ARCA（保険規制機関）の設立

・起業・スタートアップ振興に関する政令法

・手工業振興に関する政令法



ANAPI

Agence Nationale pour la
Promotion des Investissements

コンゴ民主共和国投資における貴社の戦略的パートナー

Votre partenaire stratégique pour investir en RDC

コンゴ民主共和国への投資は、今がチャンス！

« Investir en RDC,
c'est maintenant! »



www.anapi.cd
f X v @ in d investindro